

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 2 月 28 日

関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(12) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が、京都府内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した技術開発等を促進する。

①～② 略

③ ミネベアミツミ株式会社及び京都大学【令和 2 年 6 月を目途に実施】